

関係法令

条例

○水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号)
 (特定施設)
 第一条 水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

○奈良県生活環境保全条例施行規則(平成九年三月十八日 奈良県規則第四十一号)
 (汚水等排出施設)
 第五条 条例第二条第一項第七号の規則で定める施設は、別表第二に掲げる施設とする。

- (カドミウム等の物質)
 第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。
 一 カドミウム及びその化合物
 二 シアン化合物
 三 有機リン化合物(ジエチルパラニトロフロフェニルチオホスファエイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフロフェニルチオホスファエイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスファエイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフロフェニルチオホスファエイト(別名EPN)に限る。)
 四 鉛及びその化合物
 五 六価クロム化合物
 六 砒素及びその化合物
 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
 八 ポリトクロロエチレン
 九 テトラクロロエチレン
 十 ジクロロメタン
 十一 四塩化炭素
 十二 ニージクロロエタン
 十三 ニージクロロエチレン
 十四 シス-ニージクロロエタン
 十五 トリクロロエタン
 十六 ニージクロロプロペン
 十七 トラメチルチウラムジスルフライド(別名チウラム)
 十八 クロロ-四・六-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)
 十九 S-四クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
 二十 ベンゼン
 二十一 セレン及びその化合物
 二十二 ほう素及びその化合物
 二十三 ぶつ素及びその化合物
 二十四 アンモニア、アンモニウム化合物及び硝酸化合物
 二十五 塩化ビニルモノマー
 二十六 一・四-ジオキサン
 二十七
 二十八

- (汚水等に係る有害物質)
 第六条 条例第二条第一項第七号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。
 一 カドミウム及びその化合物
 二 シアン化合物
 三 有機リン化合物(ジエチルパラニトロフロフェニルチオホスファエイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフロフェニルチオホスファエイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスファエイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフロフェニルチオホスファエイト(別名EPN)に限る。)
 四 鉛及びその化合物
 五 六価クロム化合物
 六 砒素及びその化合物
 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
 八 ポリトクロロエチレン
 九 テトラクロロエチレン
 十 ジクロロメタン
 十一 四塩化炭素
 十二 ニージクロロエタン
 十三 ニージクロロエチレン
 十四 シス-ニージクロロエタン
 十五 トリクロロエタン
 十六 ニージクロロプロペン
 十七 トラメチルチウラムジスルフライド(別名チウラム)
 十八 クロロ-四・六-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)
 十九 S-四クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
 二十 ベンゼン
 二十一 セレン及びその化合物
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八

別表第一 (第一条関係)
 省略

別表第二 汚水等排出施設(第5条関係)
 1 ひろく一般の用に供する施設(次項及び第3項に掲げるものを除く。)であつて次に掲げるもの
 (1) 廃ガス洗浄施設
 (2) 湿式集じん施設
 2 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(患者50人以上を入院させるための施設を有するものに限る。)に設置される施設であつて次に掲げるもの
 (1) レントゲン自動理像装置
 (2) 臨床検査室

(3) 自動洗びん施設
 3. 家畜飼養業の用に供する畜舎であつて飼養規模が豚(生後5月未満のもの)を除く。の飼養頭数が50頭以上又は牛若しくは馬の飼養頭数が若しくはこれらの合計が20頭以上であるもの

備考 この表に掲げる施設は、次に掲げる施設を除く。
 (1) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第6項の特定事業場に設置される施設
 (2) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)に排出水を排出する施設

別表第6 排水基準(第16条関係)

1 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
カド	トリットルにつき0.01ミリグラム
シアン化合物	トリットルにつき0.1ミリグラム
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	トリットルにつき0.05ミリグラム
鉛及びその化合物	トリットルにつき0.1ミリグラム
六価クロム化合物	トリットルにつき0.05ミリグラム
砒素及びその化合物	トリットルにつき0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	トリットルにつき0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	トリットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	トリットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	トリットルにつき0.1ミリグラム
四塩化炭素	トリットルにつき0.2ミリグラム
1・2-ジクロロエタン	トリットルにつき0.02ミリグラム
1・1-ジクロロエチレン	トリットルにつき0.04ミリグラム
シス-1・2-トリクロロエタン	トリットルにつき0.4ミリグラム
1・1-1-トリクロロエタン	トリットルにつき3ミリグラム
1・2-トリクロロエタン	トリットルにつき0.06ミリグラム
1・3-ジクロロプロペン	トリットルにつき0.06ミリグラム
チウラム	トリットルにつき0.03ミリグラム
シマジン	トリットルにつき0.2ミリグラム
チオベンゼン	トリットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	トリットルにつき0.1ミリグラム

○排水基準を定める省令(昭和四十六年六月二十一日総理府令第三十五号)

水質汚濁防止法第三条第一項の規定に基づき、排水基準を定める総理府令を次のように定める。

(排水基準)

第一条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第一項の排水基準は、同条第二項の有害物質(以下「有害物質」という。)による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一(第一条関係)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	トリットルにつき0.01ミリグラム
シアン化合物	トリットルにつき0.1ミリグラム
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	トリットルにつき0.05ミリグラム
鉛及びその化合物	トリットルにつき0.1ミリグラム
六価クロム化合物	トリットルにつき0.05ミリグラム
砒素及びその化合物	トリットルにつき0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	トリットルにつき0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと
トリクロロエチレン	トリットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	トリットルにつき0.1ミリグラム
四塩化炭素	トリットルにつき0.2ミリグラム
1・2-ジクロロエタン	トリットルにつき0.02ミリグラム
1・1-ジクロロエチレン	トリットルにつき0.04ミリグラム
シス-1・2-トリクロロエタン	トリットルにつき0.4ミリグラム
1・1-1-トリクロロエタン	トリットルにつき3ミリグラム
1・2-トリクロロエタン	トリットルにつき0.06ミリグラム
1・3-ジクロロプロペン	トリットルにつき0.06ミリグラム
チウラム	トリットルにつき0.03ミリグラム
シマジン	トリットルにつき0.2ミリグラム
チオベンゼン	トリットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	トリットルにつき0.1ミリグラム
ふつ素及びその化合物	トリットルにつき0.1ミリグラム
アンモニウム化合物、亜硝酸	トリットルにつきアンモニウム化合物に○、四を乗じ

<p>たもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム 一・四一 ジオキサン 一・四二 ジオキサン</p>	<p>酸化化合物及び硝酸化合物 一・四一 ジオキサン</p>	<p>この表に掲げる許容限度は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条に規定する環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。 2 「検出されなれなれ」とは、前号の方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p>
<p>たもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム 一・四一 ジオキサン 一・四二 ジオキサン</p>	<p>酸化化合物及び硝酸化合物 一・四一 ジオキサン</p>	<p>備考 1 「検出されなれなれ」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物について、その非水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十九年政令第三百六十三号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>